

平成 28 年度

第わ 0 0 1 号

## 電力需給契約書

支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 (以下「甲」という。)

と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、「神戸第 2 地方合同庁舎において使用する電気 (合庁分担)」の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は別紙仕様書に基づき、甲の神戸第 2 地方合同庁舎で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第 2 条 契約期間は、平成 28 年 4 月 1 日 0 時から平成 29 年 3 月 31 日 24 時までとする。

(契約金額)

第 3 条 契約金額は次の単価とする。ただし、以下の金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

(常時電力料金)

基本料金単価 \_\_\_\_\_ 円 / k w ・ 月

電力量料金単価 夏 季 \_\_\_\_\_ 円 / k w h

その他季 \_\_\_\_\_ 円 / k w h

(予備電力料金)

基本料金単価 \_\_\_\_\_ 円 / k w ・ 月

夏 季・・・「毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。」

その他季・・・「毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをいう。」

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき算出される額とする。

3 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときには、甲、乙の協議により価格を改定できる。

(契約保証金)

第4条 甲は本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(計量及び検査)

第5条 計量日は原則として毎月1日とし、乙は毎月末日24時に計量器に記録される甲が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第6条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

2 料金算定にあたっては、契約電力に係る力率調整及び使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取扱い及び太陽光発電促進付加金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の取扱いは供給者の定める約款等の規定によるものとする。

(料金の支払等)

第7条 乙は第5条で定めた検針終了後、第6条により算定した料金を1ヶ月毎に甲に速やかに請求するものとし、甲は乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、神戸第2地方合同庁舎の入居官署において代金を支払うものとする。

2 甲は乙から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部または一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを返付するものとする。この場合において、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日まで の期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の 故意または重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、乙の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第8条 甲は約定期間内に請負代金を支払わないときは、乙に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.9パーセントとする。ただし、乙が代金の受領を遅延した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、または遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用電力量の増減)

第9条 第2条で定めた契約期間において甲が使用する電力量は、年間予定使用電力量等を上回り、または下回ることもあるものとする。

(契約電力の変更)

第10条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙はこの契約によって生じる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(機密の保持)

第12条 甲及び乙は相手方の了解を得た場合を除き、本契約に関する事項及び本契約履行にあたって知り得た相手方の秘密を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。ただし、法律または条例等により開示が義務づけられている場合、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合で、所定の手続きを経て開示する場合または甲または乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は本契約終了後または本契約解除後においても同様とする。

(契約の解除)

第13条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力を供給せず、または供給する見込みがないと甲が認めたとき。
- 二 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
- 三 本契約の履行に関し、乙またはその使用人等に不正の行為があったとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

2 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定す

る暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第14条 停電（天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除くものとする。）により乙が甲に損害を与えたときは、甲は乙に対しその損害の賠償を求めることができるものとする。
- 2 乙は前項の規定に基づいた甲からの損害賠償の請求があった場合は、甲に対しその損害を賠償するものとする。ただし、賠償の金額は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第15条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下

「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(紛争等の解決方法)

第16条 本契約の履行について甲乙間に紛議を生じたとき、または本契約条項に定めのない事項、若しくは供給者の定める約款等においても定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする神戸地方裁判所とする。

(特記事項)

第18条 契約期間中、暫定予算以外の期間にかかる契約については、平成28年度本予算が成立することによりその執行が可能となったときその効力を有するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者と受注者は各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所

甲

氏名

住所

乙

氏名